

職業紹介事業に係る手数料の返戻金制度は、紹介により就職した求職者が、入社前もしくは入社後に求職者の都合により内定辞退および退職した場合、以下を基本とし成功報酬を返戻する制度を設けています。

- ※1. 労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。
- ※2. 上記手数料に消費税は含まれておりません。
- ※3. 当社からの紹介により採用された求職者が、入社後6ヵ月以内に明らかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、当社は受領したコンサルティングフィーのうち、下記の金額を求人者に返還いたします。返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

返戻金制度の対象期間	返戻金額
入社前の辞退の場合	成功報酬の100%の返戻
入社より1ヶ月以内の退職の場合	成功報酬の50%の返戻
入社より1~3ヶ月以内の退職の場合	成功報酬の30%の返戻
入社より3~6ヶ月以内の退職の場合	成功報酬の10%の返戻